



「しまね子どもの未来応援募金助成事業」助成要項

社会福祉法人島根県共同募金会

1 趣 旨

昨今の様々な世界情勢を契機とした資源・物価の高騰などに伴い、本県内においても経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加・固定化が大きな課題となっており、特に、生きづらさを抱えた子どもたちやその家族を支える継続的な支援が求められています。

こうした状況の中、本会では生きづらさを抱えた子どもたちを支援する団体を対象とした助成プログラムを実施することといたしました。

2 実施主体

社会福祉法人島根県共同募金会

3 助成事業の対象期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

4 助成対象団体

赤い羽根共同募金の周知にご協力いただける次の団体

- (1) ひとり親家庭支援団体
- (2) ヤングケアラー支援団体
- (3) フードバンク実施団体
- (4) その他生きづらさを抱えた子どもたちを支援する団体

※申請にあたって、法人格の有無は問いません。

※子ども食堂を運営する団体については、社会福祉法人島根県社会福祉協議会が実施する助成事業を優先的に活用してください。

5 助成対象経費

- (1) 建物及び機械その他の設備の取得又は改良の費用
- (2) 事業の実施に係る経常経費

【対象経費の例】

- ・ 支援活動に要する物品の購入費、借上料
- ・ 食料や物品など、支援対象者への提供品の購入費
- ・ 体験活動の実施に必要な経費
- ・ その他支援の実施に必要な経費

※人件費、組織運営に係る経常経費は対象外です

6 助成額

1 件あたりの上限は30万円 ※千円未満は切り捨てとします。

※助成率：総事業費の9/10 以内、新規事業の場合、10/10

7 申請方法、助成決定等

① 申請方法

別紙「助成金申請書」に必要事項を記入の上、メールで提出してください。

なお、メールが難しい場合は、FAX又は郵送で送付してください。(締切日必着)

申請書は、本会ホームページ (<https://www.akaihane-shimane.jp>) からダウンロードできます。

募集締切：令和7年5月30日（金） ※17時必着

② 審査結果については、すべての申請団体・グループに通知します。

③ 助成決定団体・グループへの助成金は、原則、概算払いで支払います。

④ 助成決定を受けた場合は、速やかに事業実施及び完了（精算含む）してください。

⑤ 活動が終了したときは、1か月以内に助成事業報告書及び領収書のコピー、活動の様子が分かる写真を提出いただきます。報告書様式は、助成決定時にお示しします。

⑥ 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取消し助成金の返還を求める場合があります。

8 スケジュール

(1) 募集期間：令和7年4月1日（火）～ 5月30日（金） ※17時必着

(2) 助成決定：令和7年7月上旬～中旬頃

(3) 助成金交付：随時

9 申請先・問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5階

TEL ; (0852) 32-5977 / FAX ; (0852) 32-5978

E-mail ; akaihane@fukushi-shimane.or.jp